

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクウォーク岡谷

岡谷市銀座一丁目4777番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	榊原 健	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ストライプインターナショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町2-8
株式会社吉川SHOU-TEN	吉川 宏	岡谷市銀座二丁目7番6号
株式会社フローリストはなこま	馬場 巧	須坂市大字塩川652-1
リフォームスタジオ株式会社	亀谷 満	千葉県千葉市美浜区高洲3-21-1
株式会社ユニクロ	塚越 大輔	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社かめや	亀原 和成	諏訪郡原村11122-1
エステールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都中央区銀座1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル6階
株式会社キャメル珈琲	尾田 信夫	東京都世田谷区代田2-31-8
株式会社ライトオン	藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎260-1
株式会社東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社笠原書店	笠原 新太郎	岡谷市塚間町二丁目1番15号
株式会社キャンドゥ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社チュチュアンナ	上田 崇敦	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1
株式会社エンドレス	蕭 易風	東京都台東区柳橋1-20-1 エンドレスビル
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社グッズ	荒木 勇	兵庫県神戸市長田区川西通一丁目8番地

株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社エービーシー・マート	野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号
有限会社サボイ	秋山 憲	山梨県甲斐市篠原町2303番地
株式会社VHリテールサービス	松本 大輔	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS 日本橋堀留町6階
株式会社アミナコレクション	進藤 さわと	神奈川県横浜市緑区鴨居四丁目50番1号
中村漆器産業株式会社	中村 忠	塩尻市大字木曾平沢1819番地
有限会社エフスタイル	武居 正剛	諏訪市城南二丁目2425番地2
株式会社和田正通信サービス	出澤 和夫	長野市稲葉中千田2142番地
スワンキープランニング株式会社	中野 弘訓	静岡県焼津市栄町4-2-4
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社ジンズ	田中 仁	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4号
株式会社ティーガイア	石田 将人	東京都渋谷区恵比寿4-1-18恵比寿ネオナート
株式会社ドリーム	小野 兼資	香川県高松市塩屋町14番地5
株式会社キャン	阿部 和則	岡山県岡山市北区幸町2番8号
株式会社SOLARIA	本山 廉	岡谷市銀座一丁目1番5号1F

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	榑原 健	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社マツモトキョシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ストライプインターナショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町2-8
株式会社吉川SHOU-TEN	吉川 宏	岡谷市銀座二丁目7番6号
株式会社フローリストはなこま	馬場 巧	須坂市大字塩川652-1
リフォームスタジオ株式会社	亀谷 満	千葉県千葉市美浜区高洲3-21-1
株式会社ユニクロ	塚越 大介	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社かめや	亀原 和成	諏訪郡原村11122-1
エステールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都中央区銀座1-19-7 J R E銀座一丁目イーストビル6階
株式会社キャメル珈琲	尾田 信夫	東京都世田谷区代田2-31-8
株式会社ライトオン	藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎260-1
株式会社東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社笠原書店	笠原 新太郎	岡谷市塚間町二丁目1番15号
株式会社キャンドゥ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社エンドレス	蕭 易風	東京都台東区柳橋1-20-1 エンドレスビル
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社グッズ	荒木 勇	兵庫県神戸市長田区川西通一丁目8番地
株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1

株式会社エービーシー・マート	野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号
有限会社サボイ	秋山 憲	山梨県甲斐市篠原町2303番地
株式会社VHリテールサービス	松本 大輔	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS 日本橋堀留町6階
株式会社アミナコレクション	進藤 さわと	神奈川県横浜市緑区鴨居四丁目50番1号
中村漆器産業株式会社	中村 忠	塩尻市大字木曾平沢1819番地
有限会社エフスタイル	武居 正剛	諏訪市城南二丁目2425番地2
スワンキーブランニング株式会社	中野 弘訓	静岡県焼津市栄町4-2-4
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社ジンズ	田中 亮	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4号
株式会社ティーガイア	石田 将人	東京都渋谷区恵比寿4-1-18恵比寿ネオナート
株式会社ドリーム	小野 兼資	香川県高松市塩屋町14番地5
株式会社キャン	阿部 和則	岡山県岡山市北区幸町2番8号
株式会社SOLARIA	本山 廉	岡谷市銀座一丁目1番5号1F
アイ・ティー・エックス株式会社	野尻 幸宏	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

4 変更した年月日

令和5年10月31日ほか

5 届出年月日

令和7年1月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年3月10日から令和7年7月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

信濃の里ショッピングタウン

長野市川中島町御厨41番地3号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社本久

長野市桐原一丁目3番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社シューマート	霜田 清	長野市川中島町上氷鮑1685番地13号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社シューマート	霜田 清	長野市川中島町上氷鮑1685番地13号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和7年1月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年3月10日から令和7年7月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町一丁目29番7号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町一丁目2番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市南長野南石堂町1423番4号南石堂A-1ビル
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区南平台町16番17号渋谷ガーデンタワー6階

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市若里七丁目6番5号
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	高橋 誉則	東京都渋谷区南平台町16番17号渋谷ガーデンタワー9階

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和7年1月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年3月10日から令和7年7月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

茅野ショッピングセンターメリーパーク

茅野市宮川4483番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルエー企画

茅野市宮川4449番地1

伊藤 賦

茅野市宮川4520番地

伊藤 靖

茅野市宮川4457番地2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和7年1月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年3月10日から令和7年7月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オリックス上田SC

上田市緑が丘一丁目1番地7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和7年1月20日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年3月10日から令和7年7月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JA木曾総合施設
木曾郡木曾町福島2872番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
木曾農業協同組合
木曾郡木曾町福島2800
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島3807-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島2800

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島3807-1
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島2800
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

- 4 変更した年月日
令和3年10月4日
- 5 届出年月日
令和7年1月31日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は木曾地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年3月10日から令和7年7月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は木曾地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

県営弁天池地区緊急防災工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営弁天池地区緊急防災工事計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年3月11日から令和7年4月8日まで

3 縦覧の場所

長野市役所農地整備課

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画汚物処理場 1号 安筑汚物処理場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び池田町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画汚物処理場 1号 安筑汚物処理場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び松川村役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画汚物処理場 1号 安筑汚物処理場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び安曇野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画ごみ焼却場 1号 穂高クリーンセンター

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び安曇野市役所

都市・まちづくり課